

令和8年度



三次市下水道事業会計予算
(案)

三 次 市

議案第9号

令和8年度三次市下水道事業会計予算（案）

（総則）

第1条 令和8年度三次市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 处理面積 | 1,325 ha |
| (2) 年間総処理水量 | 2,725,820 m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 7,468 m ³ |
| (4) 建設改良費 | 662,058 千円 |

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | 入 |
|-------------|--------------|
| 第1款 下水道事業収益 | 2,254,948 千円 |
| 第1項 営業収益 | 713,429 千円 |
| 第2項 営業外収益 | 1,541,518 千円 |
| 第3項 特別利益 | 1 千円 |

| | 出 |
|-------------|--------------|
| 第1款 下水道事業費用 | 2,254,948 千円 |
| 第1項 営業費用 | 2,143,949 千円 |
| 第2項 営業外費用 | 108,299 千円 |
| 第3項 特別損失 | 700 千円 |
| 第4項 予備費 | 2,000 千円 |

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 544,925 千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 23,994 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,475 千円、過年度分損益勘定留保資金 4,528 千円及び当年度分損益勘定

留保資金 509,928 千円で補てんするものとする。)。

| 取 | 入 |
|-----------------|--------------|
| 第1款 資本的収入 | 1,048,152 千円 |
| 第1項 企 業 債 | 547,900 千円 |
| 第2項 国 庫 補 助 金 | 292,120 千円 |
| 第3項 県 補 助 金 | 3,426 千円 |
| 第4項 他会計負担金 | 150,000 千円 |
| 第5項 他会計補助金 | 23,802 千円 |
| 第6項 負 担 金 等 | 30,904 千円 |
| 支 | 出 |
| 第1款 資本的支出 | 1,593,077 千円 |
| 第1項 建 設 改 良 費 | 662,058 千円 |
| 第2項 固定資産購入費 | 420 千円 |
| 第3項 企 業 債 償 還 金 | 929,998 千円 |
| 第4項 過 年 度 返 還 金 | 1 千円 |
| 第5項 予 備 費 | 600 千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限度額 (千円) |
|---------------------------------|---------------------|--------------------------------|
| 排水設備改造資金に対する利子補給 | 令和8年度から 令和13年度まで | 令和8年度融資資 金に対する利子補 給額 |
| 排水設備改造資金貸付に係る取扱 金融機関に対する損失補償 | 令和8年度から 令和13年度まで | 各金融機関が貸し 付けた額に対して 受けた損失額 |
| 一般廃棄物処分等委託業務 | 令和8年度から 令和9年度まで | 契約に定める額 |
| 産業廃棄物処分等委託業務 | 令和8年度から 令和9年度まで | 契約に定める額 |
| 排水設備工事検査等委託業務 | 令和8年度から 令和9年度まで | 契約に定める額 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-----------|-----------|-------|---|---|
| 下水道施設整備事業 | 150,600千円 | 証書借入 | 年 5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率) | 借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債に借換えをすることができる。 |
| 資本費平準化 | 367,600千円 | | | |
| 特別措置分 | 29,700千円 | | | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 119,244千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、917,038千円である。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

| 種類 | 名称 | 数量 |
|--------|--------|----|
| 構築物 | 汚水管路施設 | 1式 |
| 機械及び装置 | ポンプ設備 | 1式 |

令和8年2月20日提出

三次市長 福岡誠志